

よくある質問

Q1 ボランティア清掃を始めてみたいので、おすすめの場所を教えてください。

A 身近な地域の道路・歩道や公園などをおすすめします。広島市では、「クリーンボランティア支援事業」や「まちの美化に関する里親制度」を活用した清掃活動の場所などを、ホームページで公開していますので、参考してみてください。

検索方法 広島市ホームページの検索窓に、ページ番号を入力して検索

区分	ページ番号
クリーンボランティア支援事業の活動状況	1024176
まちの美化に関する里親制度の活動状況	1024175

Q2 地域を清掃するときには、必ず申し込みをしなければいけませんか？

A 清掃をする際に申込書を提出していただく必要はありませんが、「クリーンボランティア支援事業」を活用すれば、軍手やゴミ袋の提供や、ごみ回収の支援を受けることができます。「クリーンボランティア支援事業」の支援を希望される際には、実施日の10日前までに申込書をご提出ください。

Q3 自宅や事業所内の落ち葉を清掃するときに、「クリーンボランティア支援事業」は利用できますか？

A 「クリーンボランティア支援事業」は、公共の場所で散乱ごみを中心に清掃をするときに、利用することができます。私有地の清掃や、落ち葉のみの清掃は対象外です。

Q4 「クリーンボランティア支援事業」の対象にならない「町内会で行う定期的な清掃」にも支援はありますか？

A 各環境事業所が支援を行っています。お住まいの地区を担当する環境事業所にお問い合わせください。(電話番号はP5をご覧ください。)

Q5 ボランティア清掃を行った後、すぐにごみを回収してもらえますか？

A ごみの回収は、実施日から約1週間を目安として、土・日・祝日を除く平日に実施しています。そのため、金・土曜日に清掃活動を行った場合は、回収まで時間がかかることがあります。回収までの間、車や歩行者の通行の妨げにならない場所にごみを置いていただくよう、ご協力をお願いします。

Q6 大型ごみを見つけた場合は、どうしたらいいですか？

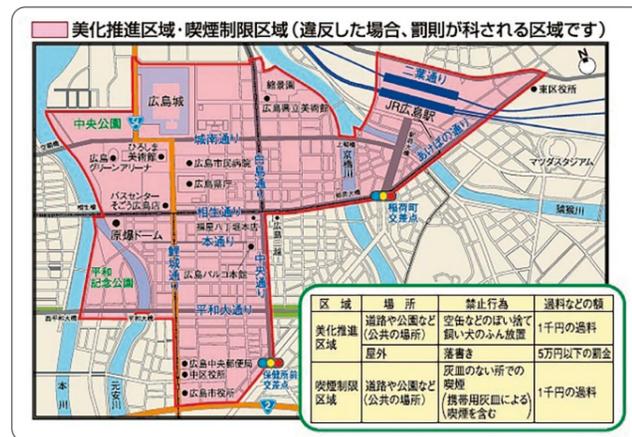
A 大型ごみを見つけたときは、回収せずそのままにして、見つけた場所を区の維持管理課または業務第一課にご連絡ください。(電話番号はP5をご覧ください。)

Q7 雨などで清掃活動を中止・延期するときは、どうしたらいいですか？

A 「クリーンボランティア支援事業」や「まちの美化に関する里親制度」にお申し込みの際、ごみ回収を希望された方は、中止や延期が決まったら、できるだけ早く申込先にご連絡ください。

「美化推進区域」とは

広島市は、条例に基づき、ばい捨てや落書きなどを防ぎ、美観を保つことが特に必要な区域を「美化推進区域」に指定し、区域内でのばい捨て等違反行為に罰則を科しています。



さあ、
広島の未来に続く
「きれい」の扉を開こう！

OPEN

クリーンボランティア支援事業

まちの美化に関する里親制度

ハンドブック

広島市環境局 業務部 業務第一課 美化係

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

TEL:082-504-2098 FAX:082-504-2229

E-mail:gyomu1@city.hiroshima.lg.jp

広島市

多くのみなさんが 扉を開いています



あなたは、どの「きれい」の扉を開く？

まずはやってみよう！

クリーン
ボランティア
支援事業

〔 地域、団体で
一日から実施OK
(個人も可) 〕

詳しくはP4

続けてみよう！

まちの美化に
関する
里親制度

〔 企業、団体で場所を決めて
継続的に実施 〕

詳しくはP6

クリーンボランティア 支援事業



クリーンボランティア支援事業とは

人の多く集まる場所や道路・歩道、身近な公園などの公共の場所をボランティアで清掃する団体に、清掃用の軍手・ごみ袋を提供します。

※町内会で行う定期的な清掃、公園の指定管理者や公園清掃等報奨金交付団体による公園清掃等は対象外です。

支援内容

① 提供できる物品

- 軍手(大人用)
- 透明ポリ袋・大(不燃ごみ、ペットボトル、リサイクルプラ、その他プラ用)
- 紙袋(可燃ごみ用)
- 白ポリ袋(ビン、カンなどの資源ごみ用)
- 持ち手付き透明ポリ袋・小(ごみ収集用)

※軍手は参加者数程度とし、1団体につき原則として年1回提供します。年に複数回実施する場合は、繰り返し使用してください。
※4種類のごみ袋(紙袋、透明ポリ袋 大・小、白ポリ袋)の合計枚数は、参加者数程度としてください。

② ごみの回収

- 集めたごみが少量の場合は、各自で持ち帰り、家庭ごみや事業ごみの収集日にお出してください。
- 集めたごみが多量で、処分が困難な場合は、回収の手配をします。次の点にご注意ください。
 - 集積場所は原則として1箇所とし、車両が進入できる場所を選定してください。
 - 集積したごみが通行人や公共施設の利用に支障がないよう配慮してください。
 - 回収には、実施した日から1週間程度かかる場合があります。
 - 実施団体の施設内から出たごみ及び配付したごみ袋以外で排出されたごみは、回収できませんので、実施団体で処分してください。
- 大型ごみ(自転車、タイヤ、テレビ、パソコン等)などの特殊なごみは収集しないでください。
- 集めたごみは、必ず分別して排出してください。

申し込み方法

清掃実施日の10日前までに、実施日・人数・場所等を記入のうえ、①または②の方法でお申し込みください。

- 申込書をFAX・郵送・メール・窓口で提出
 - 広島市ホームページの「電子申請」から申込み(申込書不要)
- ごみの回収が必要となる場合は、ごみの集積場所の地図をあわせてご提出ください。

申込書のダウンロードまたは電子申請は **広島市ホームページ** [クリーンボランティア支援事業]

広島市ホームページ TOP から
<https://www.city.hiroshima.lg.jp>

トップページの検索窓に
右記ページ番号を入力し
てください

Qページ番号
1024173

二次元コードから



申込書の書き方

申込み先: □ 広島市環境局業務第一課美化係 / □ () 環境事業所 / □ () 区維持管理課 行

クリーンボランティア支援事業参加申込書

実 施 日	令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	参加予定 人 数	人
清掃場所	ごみの回収 <input type="checkbox"/> 必要 / <input type="checkbox"/> 不要 ※原則、実施団体の施設内から出たごみは回収できません。 ごみの集積場所 (具体的に記入し、地図を付けてください。)		
必要な 清掃用具	<input type="checkbox"/> 軍手(大人用) 双 <input type="checkbox"/> 紙袋(可燃ごみ用) 枚 <input type="checkbox"/> 透明ポリ袋 大(不燃ごみ、ペットボトル、リサイクルプラ、その他プラ用) 枚 <input type="checkbox"/> 白ポリ袋(資源ごみ用) 枚 <input type="checkbox"/> 持ち手付き透明ポリ袋 小(ごみ収集用) 枚 <small>※軍手は参加者数程度とし、1団体につき、原則として年1回ご提供します。年に複数回実施する場合は、繰り返しご使用ください。 ※4種類のごみ袋(紙袋、透明ポリ袋 大・小、白ポリ袋)の合計枚数は、参加者数程度としてください。</small>		

実施日、
活動時間を記入

ごみ集積場所を
具体的に
※地図も提出

4種類のごみ袋の
合計枚数は参加者人数まで

申込み先

申込みや清掃用具の受け取りは、環境局業務第一課美化係のほか、各環境事業所や区の維持管理課でも行えます。

申込み先	TEL	FAX
環境局業務第一課美化係	(082) 504-2098	(082) 504-2229
中環境事業所(中区・東区担当)	(082) 241-0779	(082) 241-1407
南環境事業所	(082) 286-9790	(082) 286-9791
西環境事業所	(082) 277-6404	(082) 277-6406
安佐南環境事業所	(082) 848-3320	(082) 848-4411
安佐北環境事業所	(082) 814-7884	(082) 814-7894
安芸環境事業所	(082) 884-0322	(082) 884-0324
佐伯環境事業所	(082) 922-9211	(082) 922-9221
中区維持管理課	(082) 504-2577	(082) 504-2554
東区維持管理課	(082) 568-7739	(082) 262-6986
南区維持管理課	(082) 250-8962	(082) 250-8967
西区維持管理課	(082) 532-0946	(082) 532-0958
安佐南区維持管理課	(082) 831-4957	(082) 877-7749
安佐北区維持管理課	(082) 819-3941	(082) 819-3964
安芸区維持管理課	(082) 821-4921	(082) 823-6358
佐伯区維持管理課	(082) 943-9748	(082) 943-9765

活動時の保険について

申込みいただいた活動は、市民活動保険制度の対象となります。

※企業や学校管理下での活動など、一部の活動は対象外となることがあります。詳しくは、市民局市民活動推進課または区役所地域起こし推進課へお問い合わせください。

詳しくは **広島市ホームページ** [市民活動保険]

広島市ホームページ TOP から
<https://www.city.hiroshima.lg.jp>

トップページの検索窓に
右記ページ番号を入力し
てください

Qページ番号
1003406

二次元コードから



中止や延期について

- 雨天等により中止や延期する場合には、速やかに申込み先へご連絡ください。

SNS 活動後

- 報告書の提出は必要ありません。
- みなさんの活動を広島市のホームページやSNSに掲載することができます。

クリーンボランティア支援事業についての 広島市環境局 業務部 業務第一課 美化係
お問合せは **TEL:082-504-2098**

まちの美化に関する 里親制度



まちの美化に関する里親制度とは

市内中心部などの、市が管理する人通りの多い道路を継続的に清掃する企業・団体等に対し、清掃用具(軍手、ごみ袋等)の提供・貸与などの支援を行う制度です。参加者として登録した団体は、市と覚書を締結して、清掃活動や啓発活動に取り組んでいただきます。

登録の条件

- 1 営利目的でないこと。
- 2 清掃活動等が1年以上継続できるものであること。
- 3 市内中心部の美化推進区域内や人通りの多い道路であること。
- 4 清掃活動は月2回程度、清掃距離は概ね100m程度を基準とすること。

支援内容

1 提供できる物品

- ・軍手(大人用) ・紙袋(可燃ごみ用)
- ・透明ポリ袋・大(不燃ごみ、ペットボトル、リサイクルプラ、その他プラ用)
- ・白ポリ袋(ビン・カンなどの資源ごみ用)
- ・持ち手付き透明ポリ袋・小(ごみ収集用)

2 貸与できる物品

- ・ほうき ・ちりとり
- ・火ばさみ
- ・レバー式ガム取り棒(1団体につき3セットまで)
- ・補充用ガム取り溶剤

3 ごみの回収

ごみが多量である場合など、収集したごみの回収を行います。

4 サインボードの設置

希望する場合には、里親活動を実施する区域内に参加者の名称等を表示するサインボードを設置することができます。

※設置費用は広島市が負担します。

※都市の景観を損ねると判断される場合や、設置を希望する土地の管理者の承諾が得られない場合など、設置できないことがあります。



申込み先

申込みや清掃用具の受取りは、環境局業務第一課美化係や各区の維持管理課でも行えます。

申込み先	TEL	FAX
環境局業務第一課美化係	(082) 504-2098	(082) 504-2229
中区維持管理課	(082) 504-2577	(082) 504-2554
東区維持管理課	(082) 568-7747	(082) 262-6986
南区維持管理課	(082) 250-8957	(082) 250-8967
西区維持管理課	(082) 532-0946	(082) 532-0958
安佐南区維持管理課	(082) 831-4957	(082) 877-7749
安佐北区維持管理課	(082) 819-3941	(082) 819-3964
安芸区維持管理課	(082) 821-4921	(082) 823-6358
佐伯区維持管理課	(082) 943-9748	(082) 943-9765

登録・活動の流れ

登録

- 1 参加申込書、活動希望区域図、活動実施計画の3点(様式第1号と別紙1・2)に必要事項を記入のうえ、お申込みください。サインボードの設置を希望する場合は、設置場所を示す資料も提出してください。市で申込内容の確認を行います。
- 2 里親制度参加者の認定及び覚書(様式第2号)の締結を行います。
- 3 覚書(様式第2号)の締結後、すみやかに活動予定表(様式第3号)を提出してください。

登録完了

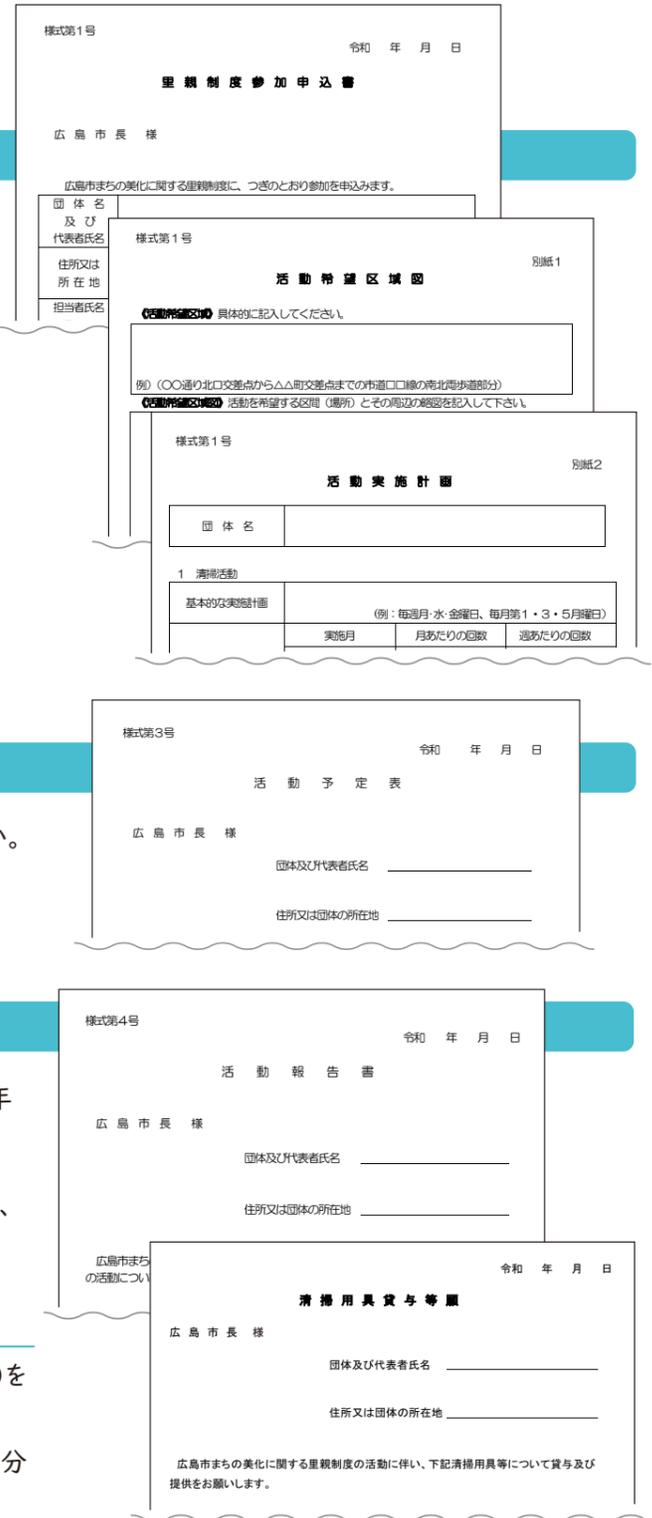
活動予定表(様式第3号)の通りに清掃を行ってください。

その後の活動

- 1 毎年3月31日までに活動報告書(様式第4号)と翌年度の活動予定表(様式第3号)を提出してください。
- 2 清掃用具等の物品の提供・貸与を希望する場合は、清掃用具貸与等願を提出してください。

里親活動を終了する場合

- ・活動を終了する場合は、里親活動終了届書(様式第5号)を提出してください。
- ・貸与を受けた物品及び提供物品のうちごみ袋の残余分を市に返却してください。



各種書類のダウンロードは **広島市ホームページ** [まちの美化に関する里親制度]

広島市ホームページ TOP から
<https://www.city.hiroshima.lg.jp>

トップページの検索窓に
右記ページ番号を入力し
てください

ページ番号
1024179

二次元コードから



まちの美化に関する里親制度についての
お問合せは 広島市環境局 業務部 業務第一課 美化係
TEL:082-504-2098